二十一　法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。	一　命令を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二　命令に係る差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 四　命令に係る特定金銭債権の内容 五　命令をした年月日 六　命令の有効期間 七　命令をした理由
二十二　支払禁止命令に違反する行為があったと認めたとき。	一　違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　命令に係る差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 四　命令に係る特定金銭債権の内容 五　命令をした年月日 六　命令の有効期間 七　違反行為の概要
二十三　法第十六条第三項の規定により命令を取り消したとき。	一　命令を取り消された者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二　命令に係る差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等（法第十六条第三項第一号に掲げる場合にあっては、直近に公告国際テロリストであったときの指定番号等） 四　命令に係る特定金銭債権の内容 五　命令をした年月日 六　命令の有効期間 七　命令を取り消した年月日 八　命令を取り消した理由
二十四　法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認めたとき。	一　規制対象財産を所持している者の氏名又は名称及び指定番号等 二　公告国際テロリストに代わって規制対象財産を管理する者がある場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

	三　法第十一条第一項各号のいずれにも該当しない部分の規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地 四　公告国際テロリストが所持している規制対象財産が法第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認めた理由
二十五　法第十七条第一項の規定により命令をしたとき。	一　命令を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等（その者が公告国際テロリストに代わって規制対象財産を管理する者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）） 二　命令に係る規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地 三　命令をした年月日 四　命令をした理由
二十六　法第十七条第一項の規定により仮領置したとき。	一　仮領置に係る規制対象財産を所持していた者の氏名又は名称及び指定番号等 二　仮領置に係る規制対象財産の種類、価額、特徴及び仮領置前の所在地 三　仮領置をした年月日 四　仮領置をした理由
二十七　法第十七条第一項の規定による命令に違反する行為があったと認めたとき。	一　違反行為をした者が公告国際テロリストである場合にあっては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　違反行為をした者が公告国際テロリストに代わって規制対象財産を管理する者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 三　命令に係る規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地 四　命令をした年月日 五　違反行為の概要
二十八　法第十七条第二項後段の規定により仮領置したとき。	一　仮領置に係る規制対象財産を所持していた者の氏名又は名称及び指定番号等 二　仮領置に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴 三　仮領置をした年月日 四　引継ぎをした公安委員会の名称 五　仮領置をした理由